

公益財団法人川崎市産業振興財団利益相反ポリシー

1. 利益相反ポリシーの背景と目的

公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という）は、高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的としている。また、本財団は、ナノ医療イノベーションセンター（以下「iCONM」という）において、癌や中枢疾患に代表される難治性疾患治療等の研究を推進し、ライフサイエンス分野における新たな産業創出を目指し、革新的課題の研究及び研究成果の実用化に取り組んでいる。公益を旨とする本財団は、真理の追求を目的とする大学及び利潤の追求を目的とする企業との役割の相違を認識しつつ、互いの立場を尊重しながら財団の事業を推進することが不可欠である。

しかしながら、このような産官学連携活動においては、必然的に「利益相反」状況が生じうる。すなわち、他の役割の遂行を犠牲にすることにより特定の役割に伴う利益を得たり、また、ある役割につくことで別の役割上の利益を得ることが正当化できない状態になることで、本財団又は本財団の役員若しくは職員（以下「役職員等」という）が担う複数の役割間に相反状態が生じるリスクがある。本財団は、公益財団法人という性質上、研究開発および本財団の運営に係わる公益性、公平性、及び透明性を確保することが重要であり、社会に対する利益相反に関する説明責任はとりわけ大きい。

本来、産学官連携活動により生じうる利益相反は、役職員等が各自の責任において適切に判断をすべきである。しかしながら、現実には各役職員等や各共同研究先の個別的な事情により、回避すべき利益相反状況と回避する必要のない状況がありうる。このように多様な事情が存在する以上、利益相反状況の判断を、全て財団の役職員等個人に委ねるのはのぞましくはない。むしろ、本財団としては、産学官連携活動における利益相反による不利益を防止するための適切な体制を整備する必要がある。

以上を踏まえ、本財団の役職員等が安心して産学官連携活動を推進することができる環境づくりの一環として、本財団は、利益相反に対する基本姿勢を示した上で、利益相反により不利益となる行為を防止する体制を構築し、遵守することを目的として、本ポリシーを策定する次第である。

2. 利益相反に対する本財団の基本姿勢

本財団は、役職員等が各自の適切な判断の下で行う産学官連携活動から生じうる利益相反状況を的確に把握し、これらの活動を支援しながら適切に対処することにより、本財団の社会的信頼を維持するとともに、役職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。

これを実現するため、本財団は、利益相反マネジメント委員会、利益相反アドバイザリーボード及び利益相反相談室を設置し、本財団が役職員等の利益相反状況に関する情報を適切に収集し、利

益相反に関する重要事項の審議ができる体制及び役職員等が利益相反状況に関して適切に相談ができる体制を構築する。また、本財団は、対外的に疑義をもたれる虞がある利益相反による不利益状況について、利益相反を回避するために必要な措置を採るなどして適切に対処する。

3. 利益相反の不利益を防止するための体制

(1) 利益相反マネジメント委員会の設置

本財団は、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という）を設置する。マネジメント委員会は、法令、本財団の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する重要事項の審議を行う。

(2) 利益相反アドバイザリーボードの設置

本財団は、マネジメント委員会からの諮問に対して答申するため、諮問機関として利益相反アドバイザリーボードを設置する。利益相反アドバイザリーボードは、弁護士をはじめとする外部の専門家に対しても協力を求める。

(3) 利益相反相談室の設置

本財団は、役職員等からの質問や相談を受ける窓口となる利益相反相談室をマネジメント委員会の下に設置する。

(4) 本財団の役職員等による情報開示

本財団の役職員等は、自らが関与する利益相反状況について、マネジメント委員会に対して定期的に自己申告する。

(5) マネジメント状況の開示

本財団は、本財団の役職員等に対し、本ポリシー、利益相反マネジメント要綱等を周知させるとともに、運用状況を定期的の開示する。また、利益相反への取組状況及び運用状況を定期的に外部へ公開する。

4. 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産学官連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーを適宜見直す。